



平成21年4月28日

各 位

会社名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 舜三
コード番号 1860 (東証・大証 各第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 村山 政利
TEL 03 - 3535 - 1357

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月下旬開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
第7条【株券の発行】 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (省略)	第7条 (現行どおり)
第9条【单元株式数および单元未満株券の不発行】 当社の单元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	第8条【单元株式数】 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削除)
第10条【单元未満株式についての権利】 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) } (省略) (3)	第9条【单元未満株式についての権利】 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第11条【株主名簿管理人】 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>第10条【株主名簿管理人】 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第12条～第37条（省略）</p>	<p>第11条～第36条（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>附則</p> <p><u>第1条</u></p> <p>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第2条</u></p> <p>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月下旬予定
同上（株主総会開催日）

以 上